

## 三井住友銀行のテレホンサービス利用規定(2024年6月改定)

### 1. 三井住友銀行(以下、「当行」という)のテレホンサービス

- (1) 連絡サービスの自動受信方式の場合、当行は契約者指定の電話番号をコールし、自動的に送信します。
- (2) 連絡サービスの手動受信方式の場合、当行は「どうぞ」と応答した方の指示により送信します。
- (3) 使用できる電話番号は、「三井住友銀行のテレホンサービス変更・解約申込書兼手数料引落依頼書(以下、「申込書」という)」にて届出の電話番号に限ります。
- (4) 当行所定の申込、その他の手続を行った法人または個人事業主につき、当行がテレホンサービス(以下、「本サービス」という)の利用を承諾し所定の手続(以下、かかる手続が完了した法人または個人事業主を「契約者」という)を行い、本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間において三井住友銀行のテレホンサービス利用規定(以下、「本規定」という)が適用されるものとします(なお、契約者および当行間において締結される本規定に基づく本サービスの利用に関する契約を、以下、「本契約」という)。

### 2. サービス取扱日・取扱時間

- (1) 本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。ただし、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (2) 連絡サービスにおける連絡時間は、データ量・繁忙日によっては遅延する場合があります。原則として15:00までのご入金当日ご連絡しますが、一部翌営業日になることがあります。

### 3. 本人確認手続

連絡サービスの暗証番号方式および照会サービスについて当行で受信した暗証番号が別途申込書にて届出の暗証番号と一致した場合には、当行は応答した方を契約者とみなして回答します。

### 4. 免責事項

#### (1) 当行が変更または取消を行った場合

契約者から照会を受けて既に当行から返信した内容について、当行が変更または取消を行った場合、そのために生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

#### (2) 通信手段の障害等

電話の不通ならびに機械障害その他やむを得ない事由により、連絡、照会が不能または遅延することがあっても当行は一切の責任を負いません。

#### (3) 印鑑照合

契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### (4) 記録の保存

本サービスを通じてなされた契約者と当行間の通信の記録並びに電子文書等は、当行所定の期間に限り当行所定の方法・手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当行がこれらの記録・電子文書等を消去したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### (5) 情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当行は契約者の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### (6) その他

- ① 当行は、契約者に対して、本サービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。

- ② 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行に故意または重過失がある場合を除き、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、純粋に当該事由に起因して現実に発生した直接損害に限るものとし、当行は、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる直接損害以外の一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。
- ③ 本規定の他の条項にかかわらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行わなかった場合、もしくは誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ④ 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者が本サービスを契約者自身が占有・管理する端末により利用しなかったことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

## 5. 取扱手数料

本サービス利用にあたっては、当行所定の取扱手数料(消費税を含む)をいただきます。この場合、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、別途申込書にて届出の手数料決済口座から当行所定の日に自動的に引落しします。なお、当行は事前に通知することなくこの手数料を変更する場合があります。

## 6. 届出の変更等

### (1) 届出事項の変更

暗証番号、連絡電話番号等届出事項内容に変更があった場合、契約者は当行所定の書面または方式により取扱店宛にただちに届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### (2) 変更事項の届出がない場合の取扱い

当行所定の方法で届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または当行が送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

## 7. 解約等

### (1) 解約方法

本契約は当事者の一方の都合で、当行所定の方法で相手方に通知することによりいつでも解約することができます。解約の通知は当行所定の方法によるものとします。

### (2) サービス利用口座の解約

申込書に記載されたサービス利用口座が解約されたときは、本契約で当該口座に関する部分は解約されたものとみなします。

### (3) サービス中止事由

契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本契約の効力の全部または一部を中止することができるものとします。

- ① 3ヵ月以上にわたり取引情報サービスの利用がない場合
- ② 契約者が当行との取引約定に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合

### (4) サービス解約事由

契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

- ① 手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
- ② 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があった場合。契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合
- ③ 前記7.(3)①及び②の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当行が判断した場合
- ④ 解散その他営業活動を休止した場合
- ⑤ 前記5. に定める手数料等を2ヵ月連続して支払わなかった場合

- ⑥ 申込書または本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合
- ⑦ 本サービスが法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合
- ⑧ 契約者が当行に届け出た事項(本契約に関連して届け出た事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当行が判断した場合
- ⑨ 契約者が当行に預託した資産(本契約に関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当行が判断した場合
- ⑩ 本規定の他、契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合など、当行が解約を必要とする事由が生じた場合
- ⑪ 1年以上の当行が相当と認める期間、本契約の利用がなかった場合(但し、前記5. に定める手数料等を継続して支払っている場合を除きます)
- ⑫ 相続の開始があった場合
- ⑬ 当行が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けない場合

## 8. サービスの停止及び廃止

当行は、90日前の事前の通知(当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で契約者に公表することも含むものとします)をもって本サービスの一部もしくは全部を停止し、または廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は当行に対しいっさいの異議を述べず、かつ本サービスの一部もしくは全部の停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

## 9. 規定の準用

本規定に定めない事項については、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。)、通知預金規定、自動つみたて定期預金規定、当座勘定規定、銀行取引約定書、当座勘定貸越約定書、三井住友キャッシュローン規定および三井住友のビジネスカードローン契約等により取扱います。

## 10. 契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 11. 規定の変更

- (1) 当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更できるものとし、変更後の本規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更不同意があったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。
- (2) 本規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、本規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込および本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本規定をご確認ください。

## 12. 権利・義務の譲渡・質入の禁止

契約者は、本契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

## 13. 準拠法と管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上